AIG 損害保険株式会社

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

Contents

1. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）3
2. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額3
3. 適格資本の額の構成に関する事項4
4. 所要資本の額の構成に関する事項5
5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項6
6. 外国証券の種類別差異調整に関する事項11
7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項12
8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項13
9. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項13
10. ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項14
11. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要15

AIG 損害保険株式会社

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

ソルベンシー・マージン比率とは

- ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力を持っているかを示す重要な指標です。この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

- 2026 年 3 月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026 年 3 月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて 2 つの階層（Tier）に分類されます。

Tier1 適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2 適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1 つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。

AIG 損害保険株式会社

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。

1. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、%）

区分（単体ベース）		2024年度末	2025年度末	増減
Tier1適格資本の額(B)－(C)	(A)	-	202,241	-
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	-	232,488	-
算入制限のないTier1資本調達手段の額		-	13,762	-
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		-	-	-
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		-	218,725	-
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	-	30,246	-
Tier2適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	-	14,001	-
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	-	14,001	-
Tier2資本調達手段の額		-	-	-
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		-	14,001	-
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	-	-	-
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	-	-	-
適格資本の額(A)+(D)	①	**-**	**216,243**	**-**
生命保険リスクの額	(a)	-	6,386	-
損害保険リスクの額	(b)	-	25,300	-
巨大災害リスクの額	(c)	-	16,447	-
市場リスクの額	(d)	-	32,735	-
信用リスクの額	(e)	-	14,510	-
オペレーショナル・リスクの額	(f)	-	12,439	-
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	-	-	-
分散効果の額	(h)	-	33,181	-
所要資本の額（税効果考慮前） (a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)	(j)	-	74,639	-
所要資本の税効果の額	(k)	-	11,209	-
所要資本の額（税効果考慮後）(j)－(k)	②	**-**	**63,430**	**-**
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		**-**	**340.9%**	**-**

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

2. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円、%）

要約（単体ベース）			
項　目	イ	ロ	ハ
	2024年度末	2025年度末	増減
適格資本の額(A)	-	216,243	-
所要資本の額(B)	-	63,430	-
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	-	340.9%	-

3. 適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
Tier１適格資本の額（(B)－(C)）（A）	-	202,241
Tier１適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	232,488
算入制限のないTier１資本調達手段の額	-	13,762
算入制限のあるTier１資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier１適格資本の額	-	218,725
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	152,807
資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額	-	68,271
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	-	139
その他の拠出金等の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	△2,492
Tier１適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	30,246
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	-	12,422
繰延税金資産の額	-	1,284
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	-	10,119
他の金融機関等が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額	-	-
自己のTier１資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	6,420
Tier２適格資本の額（(E)－(F)－(G)）（D）	-	14,001
Tier２適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	14,001
Tier２資本調達手段の額	-	-
算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済みTier２資本調達手段の額	-	-
払込未済のTier２資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier２適格資本の額	-	14,001
Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうちTier１適格資本から控除される額	-	6,420
Tier２バスケット（上限適用後）の額	-	7,581
Tier２適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier２資本調達手段の額	-	-
自己のTier２資本調達手段への投資の額	-	-
Tier２適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額（(A)＋(D)）	-	216,243

4. 所要資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ 2024年度末	ロ 2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	-	**6,386**
死亡リスクの額	-	92
長寿リスクの額	-	1,699
罹患及び障害リスクの額	-	2,633
解約及び失効リスクの額	-	4,309
経費リスクの額	-	983
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	**25,300**
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	-	13,972
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	-	7,350
財物保険類似の商品に係るリスクの額	-	7,764
その他保険に係るリスクの額	-	2,363
巨大災害リスクの額 (C)	-	**16,447**
巨大自然災害リスクの額	-	16,157
日本における地震に係るリスクの額	-	8,760
日本における風水災に係るリスクの額	-	13,094
日本における雪災に係るリスクの額	-	3,583
外国における巨大自然災害リスクの額	-	-
その他の額	-	-
その他の巨大災害に係るリスクの額	-	3,321
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
市場リスクの額 (D)	**-**	**32,735**
金利リスクの額	-	1,581
スプレッドリスク（上昇）の額	-	9,003
株式リスクの額	-	17,234
不動産リスクの額	-	6,616
為替リスクの額	-	917
資産集中リスクの額	-	14,080
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	**14,510**
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	**12,439**
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	**-**
分散効果の額 (H)	-	**33,181**
所要資本の額（税効果考慮前） ((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)) (J)	**-**	**74,639**
所要資本の税効果の額 (K)	-	**11,209**
所要資本の額（税効果考慮後）((J)－(K))	**-**	**63,430**

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

5. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2025年度末　　（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額 (イ+ ロ +ハ)
資産の部				
総資産	670,636	274,958	△135,049	810,545
現金及び預貯金	29,080	666	-	29,746
有価証券	471,371	△6,956	8,129	472,544
国債	51,787	-	△1,224	50,563
社債	170,047	-	△520	169,527
株式	32,568	1,257	9,873	43,699
外国証券	208,708	-	-	208,708
その他の証券	8,259	△8,214	-	44
貸付金	368	-	-	368
有形固定資産	17,156	11,286	1,745	30,188
土地	6,857	7,979	3,112	17,949
建物	6,670	3,213	△1,366	8,517
リース資産	2,222	-	-	2,222
建設仮勘定	-	3	-	3
その他の有形固定資産	1,406	89	-	1,495
無形固定資産	12,377	45	-	12,422
ソフトウェア	8,133	4,241	-	12,375
のれん	-	47	-	47
その他の無形固定資産	4,244	△4,244	-	-
前払年金費用	11,616	-	149	11,766
繰延税金資産	49,440	-	△48,156	1,284
貸倒引当金	△238	-	-	△238
その他資産	79,463	162	-	79,625
再保険回収額		269,753	△96,917	172,836
負債の部				
総負債	561,011	149,603	△132,556	578,057
保険負債(保険契約準備金)	461,941	93,756	△132,014	423,682
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	336,785			413,677
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				10,005
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	125,156	△125,156	-	-
非保険負債	99,069	55,846	△541	154,374
その他の準備金	-	54,239	-	54,239
短期社債	-	47	-	47
社債	-	297	-	297
役員退職慰労引当金	117	-	-	117
その他の引当金	2,163	-	-	2,163
価格変動準備金	199	△199	-	-
繰延税金負債	-	541	△541	-
再評価に係る繰延税金負債	541	△541		-
未払法人税等	3,076	-	-	3,076
その他負債	92,971	1,461	-	94,433
純資産の部				
純資産	109,625	125,355	-	232,488
株主資本合計	109,486	125,355	-	234,841
資本金	13,762	-	-	13,762
資本剰余金	68,271	-	-	68,271
利益剰余金	27,452	-	-	27,452
規制上の準備金		125,355	-	125,355
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	139	-	-	139
その他有価証券評価差額金	2,338	-	-	2,338
土地再評価差額金	△2,198	-	-	△2,198
経済価値ベースの調整額				△2,492

AIG 損害保険株式会社

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

（１） 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ニの定めにより、令和 7 年金融庁告示第 74 号及び令和 7 年金融庁告示第 75 号に準拠して作成しています。

（２） 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア．資産の評価方法

1． 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。

なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上した上で時価に評価替えしています。

また、市場価格のない株式等及び組合等への出資の評価については、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に簿価純資産により評価を行っています。

Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は、当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については、格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しています。

Ⅲ．繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しています。

Ⅳ．前払年金費用

貸借対照表上の前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異を含めた額に評価替えを行っています。

Ⅴ．不動産

不動産の額は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額に評価替えを行っています。

2． 資産の評価において、プロポーショナリティ原則を適用した項目がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

3． 資産の評価においてマネジメント・アクションを考慮した項目及びエキスパート・ジャッジメントを適用した項目はありません。

イ．負債の評価方法

1． 当社において、負債の評価方法は、主に以下のとおりです。

Ⅰ．経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には、次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

ａ．契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

ｂ．将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、保険の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、保険の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。ただし、火災保険における巨大自然災害に係る損害率については、直近の実績では十分な信頼性を得られないため、損害保険料率算出機構の自然災害リスクモデルを用いて設定しています。
損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェイン・ラダー法等における展開係数の前提は保険の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。
死亡率は、日本アクチュアリー会が定めた標準生命表又は直近の実績に基づき設定しています。
罹患率及び解約・失効率は、直近の実績に基づき、保険商品及び経過年度別に見積っています。
事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は、定期的にモニタリングを行い、その結果は、現在推計の測定に

反映しています。

iii. 割引率

割引率は、リスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。
リスクフリー・レートのイールド・カーブは、流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。適用バケットと主要な年限ごとの割引率は、以下のとおりです。なお、以下に記載する割引率は、各年限に対応するスポットレートです。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
JPY	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%
USD	一般バケット	4.404%	4.829%	5.291%	5.556%

iv. MOCE

MOCE は、ランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ．繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を減算しています。

2．当社は、負債の評価において、一部の算出について、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的な取り扱いとしています。例えば、財形傷害保険等の現在推計について、様々な前提に基づき将来キャッシュ・フローを算出し、現在価値を求めることが原則的な取り扱いですが、現行会計上の責任準備金を保険負債の現在推計としています。
なお、プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

3．当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。

4．当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、保険契約者の行動及び事業費率等に関する前提の一部については、エキスパート・ジャッジメントを適用しています。

ウ．経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（３） 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（４） 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

ア．会計上の見積りに関する事項

(1) 経済価値ベースの保険負債

① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額　423,682 百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記 (2)イ.1 負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅱ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及び MOCE が著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記 (2)イ.1 負債の評価方法に記載のとおりです。

ａ．損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提

ｂ．割引率に関する前提

イ．会計上の見積りの変更

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

（５） 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

（６） 重要な後発事象

共通支配下の取引

当社は、令和 8 年 6 月 10 日開催の取締役会において、関係当局の認可等を前提に、AIG ジャパン・ホールディングス株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社及び AIG ビジネス・パートナーズ株式会社の 3 社を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併に関する統合計画書等を決議しました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

ａ．結合企業

名称：AIG 損害保険株式会社

事業の内容：損害保険事業

ｂ．被結合企業

名称：AIG ジャパン・ホールディングス株式会社

事業の内容：保険持株会社

名称：アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
事業の内容：損害保険事業
名称：AIG ビジネス・パートナーズ株式会社
事業の内容：シェアードサービス業

② 企業結合日
令和９年１月１日（予定）

③ 企業結合の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称
AIG 損害保険株式会社

⑤ 取引の目的を含む取引の概要
日本における法人組織構造の合理化及び最適化により、ガバナンスプロセスの重複を排除し、お客さまの利益に資するというビジネスのゴールを達成すると判断したものです。

(2) 実施予定の会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

6. 外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度末　（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券	208,708	-	-	208,708
国債	6,058	-	-	6,058
地方債	-	-	-	-
社債	202,650	-	-	202,650
株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-

（注）本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

7. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度末　　（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 再保険のグロスアップ	ハ 非経済前提の更新	ニ 経済前提の更新	ホ その他	ヘ 経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	336,785	269,753	△144,523	2,502	△50,841	413,677
生命保険契約等	69,464	4,085	△28,544	△2,054	-	42,950
個人保険	23,043	4,085	△27,369	919	-	679
個人年金	-	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-	-
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	46,420	-	△1,175	△2,974	-	42,270
損害保険契約等	267,321	265,668	△115,978	4,557	△50,841	370,726
未経過責任に係る保険負債	214,924	183,245	△125,407	7,578	△46,554	233,786
財物保険類似	126,376	105,967	△49,975	5,450	763	188,581
自動車保険類似	65,301	28,592	△19,558	252	△49,598	24,990
賠償責任保険類似	15,687	29,315	△34,039	150	420	11,535
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	340	940	△1,074	8	9	224
その他保険	7,218	18,428	△20,760	1,717	1,850	8,454
既経過責任に係る保険負債	52,396	82,422	9,428	△3,021	△4,286	136,940
財物保険類似	8,373	9,809	988	△495	-	18,677
自動車保険類似	24,417	35,881	5,026	△1,259	△4,286	59,779
賠償責任保険類似	15,822	29,068	2,744	△1,095	-	46,541
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	△146	296	2	△2	-	149
その他保険	3,929	7,365	666	△168	-	11,792
再保険回収額	-	269,753	△95,376	△1,541	-	172,836
生命保険契約等	-	4,085	△496	△807	-	2,781
個人保険	-	4,085	△496	△807	-	2,781
個人年金	-	-	-	-	-	-
団体保険	-	-	-	-	-	-
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
損害保険契約等	-	265,668	△94,879	△734	-	170,054
未経過責任に係る保険負債	-	183,245	△94,675	1,028	-	89,597
財物保険類似	-	105,967	△43,293	1,671	-	64,345
自動車保険類似	-	28,592	△11,279	△315	-	16,997
賠償責任保険類似	-	29,315	△23,777	△237	-	5,300
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	940	△855	△0	-	84
その他保険	-	18,428	△15,469	△89	-	2,869
既経過責任に係る保険負債	-	82,422	△203	△1,762	-	80,456
財物保険類似	-	9,809	△24	△167	-	9,618
自動車保険類似	-	35,881	△88	△804	-	34,988
賠償責任保険類似	-	29,068	△71	△675	-	28,321
不動産ローン保証保険	-	-	-	-	-	-
信用保険	-	296	△0	△4	-	291
その他保険	-	7,365	△18	△109	-	7,237

8. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度末　　（単位：百万円、%）

感応度分析（単体ベース）								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50 ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50 ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	**340.9%**	△3.2%	2.9%	1.3%	△1.4%	△0.1%	△17.3%	4.2%
適格資本の額	**216,243**	△1,371	1,332	170	△170	△12	△7,676	224
総資産	**810,545**	△8,345	8,970	△1,577	1,802	6	△7,078	△10,129
保険負債の額(MOCEを除く)	**413,677**	△8,554	9,046	△50	51	15	-	△414
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	**10,005**	△313	336	△3	3	3	△41	△16
非保険負債の額	**154,374**	1,894	△1,744	△1,693	1,917	-	-	△9,923
純資産の額	**232,488**	△1,371	1,332	170	△170	△12	△7,036	224
所要資本の額	**63,430**	192	△150	△202	206	8	1,020	△706
生命保険リスクの額	**6,386**	△171	193	-	-	6	-	-
市場リスクの額	**32,735**	△163	176	△101	104	0	△1,841	△434

9. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

当事業年度が初年度のため、該当事項はありません。

10. ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項

(1) 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

割引率は、保険契約ポートフォリオごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。適用バケットと主要な年限ごとの割引率は、以下のとおりです。なお、以下に記載する割引率は、各年限に対応するスポットレートです。

主な通貨	適用バケット	5 年	10 年	15 年	20 年
JPY	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%
USD	一般バケット	4.404%	4.829%	5.291%	5.556%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、保険の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに、将来トレンドも考慮して設定しています。事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当事項はありません。

(2) 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション: 該当事項はありません。

b. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用: 該当事項はありません。

c. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用: 該当事項はありません。

d. 内部モデル手法の適用: 該当事項はありません。

e. 内部割引率手法の適用: 該当事項はありません。

f. リスク削減手法:

再保険、デリバティブ等の金融商品によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しています。

(3) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当事項はありません。

(4) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当事項はありません。

11. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及び単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しています。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいています。検証責任者の選任に当たっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理又は保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しています。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めています。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けています。